◎新潟県告示第23号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第２項において準用する同法第20条第２項の規定により、都市計画の図書の写しを次のとおり縦覧に供する。

令和２年１月７日

新潟県知事　　花　角　　英　世

１　変更に係わる都市計画の種類及び名称

種類　上越都市計画地区計画（上越市決定）

名称　関川東部オフィスアルカディア地区地区計画

２　縦覧の場所

新潟県土木部都市局都市政策課